

1 コンテンツの制作・流通の促進

官民協力体制によるコンテンツ制作・流通の実証実験の推進

ブロードバンド化、放送のデジタル化等、高度な情報通信インフラの整備が進展する中で、その活用促進が課題となっている。そのためには、良質なネットワーク・コンテンツを増大させ、インフラ整備とコンテンツ充実の好循環を創出していくことが必要である。総務省では、官民協力体制による実証実験等を推進することにより、コンテンツ制作・流通の促進に向けた市場環境整備に取り組んでいる。

1 ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進

平成14年度から、官民協力の下、放送コンテンツや教育用コンテンツといったブロードバンド・コンテンツの制作・流通を促進するための市場環境整備として、国際的な標準化作業へのフィードバックも視野に入れつつ、次の3つの実証実験プロジェクトを推進している(図表)

(1) 著作権等のクリアランスの仕組みの開発・実証

放送コンテンツ等のブロードバンド・コンテンツを権利者と利用者との間で安全かつ確実に取引する市場環境の整備に向けて、放送事業者、番組制作事業者、権利者等と協力し、メタデータを円滑に交換する機能や市場機能を備えた権利処理システムの開発・実証を推進している。

(2) ブロードバンド・コンテンツの流通技術の開発・実証

放送コンテンツ等のブロードバンド・コンテンツ

が高速ネットワーク上で消費者に流通する環境を提示するため、放送事業者、電気通信事業者、メーカー等と協力し、メタデータを活用した高度なコンテンツの流通技術、光ネットワーク上における配信技術、高度なセキュリティ技術等に関するシステムの開発・実証を推進している。

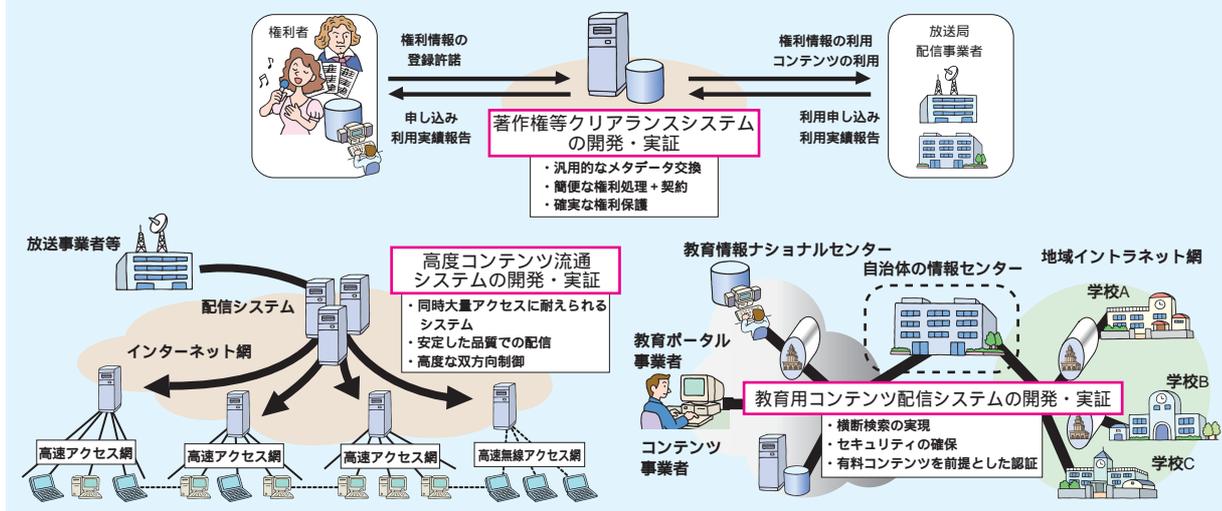
(3) 教育用コンテンツ流通プラットフォームの開発・実証 (EduMart実証実験)

学校向けブロードバンドネットワークを活用し、良質な教育用コンテンツを流通させるため、全国8地域の自治体、教育委員会、教育ソフトウェア会社等と協力して、セキュリティの確保、認証、課金、効率的なネットワーク配信等の機能を提供するシステムの開発・実証を推進している。なお、教育情報ナショナルセンター(NICER)が提供する検索機能とも連携するなど、文部科学省等とも協調しつつ推進している。

2 アーカイブコンテンツのネットワーク利活用の促進

現在、美術館・博物館等の様々な者が保有するコンテンツのデジタル化を進めているが、これをネットワーク上でより安全・円滑に活用するためには、メタデータの互換性を確保すること等が必要である。

図表 ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進(概要)



そこで、総務省と文化庁は、相互に連携を図りつつ、ブロードバンドを通じて国や地方の有形・無形の文化遺産に関する情報を積極的に公開するとともに、著作権等を保護しつつ利活用を促進することを目的とする「文化遺産オンライン構想」を平成15年4月に公表した。「文化遺産オンライン構想」では、我が国文化遺産のインターネット上での総覧の実現、

文化遺産情報化戦略の策定、文化遺産情報のブロードバンド流通と利活用に向けた実証実験に取り組むこととしている。

3 ブロードバンド時代を展望した番組制作体制の公正性・透明性向上に向けた検討

ブロードバンド時代における放送番組に対する需要の高まりを見据え、総務省では、経済的・産業的な面だけでなく、放送が有する社会的・文化的な面も含めて、総合的に制作体制の公正性・透明性を向上させる方策を検討すること等を目的として、平成14年10月から、放送事業者、番組制作事業者、学識経験者等の参加を得て「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」を開催している。検討会では、平成14年12月に、放送事業者による番組制作委託取引に係る自主基準の作成・公表、契約見本の作成についての意見交換の実施等を内容とする合意を得ており、これを受け、平成15年3月にNHK及び(社)日本民間放送連盟が自主基準等を作成・公表している。

4 地域社会に根ざしたブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進に向けた検討
総務省では、平成14年12月から、地域社会に根ざ

したブロードバンド・コンテンツ制作・流通に関する先端的な取組の実態や諸課題を調査・検討し、その潜在的ニーズを把握することで、地域での多様なコンテンツ制作・配信の促進に資することを目的として、「地域メディアコンテンツ研究会」を開催している。研究会では、平成15年6月に取りまとめを行う予定である。

5 放送番組制作設備等のデジタル化支援

地上デジタル放送の早期普及を促進するため、これに関連する放送番組制作設備等を対象に、放送事業者や放送番組制作事業者に対する税制及び金融上の支援措置を設けている。平成15年度税制改正等において対象設備の拡充を図るなど、事業者の投資負担の一層の軽減を図ることとしている(図表)(3-3-2(1)(P242)参照)。

6 放送番組の保存のための研究開発

放送番組を収集・保存している番組ライブラリ^(注)をネットワークで結び、遠隔地から高速で検索・視聴できるようにするシステムについて、平成11年度から研究開発を実施している。

7 デジタル化・ネットワーク化に対応した放送事業者の著作隣接権等の保護強化

放送事業者の著作隣接権については、ローマ条約(1961年)により国際的保護が行われているところであるが、インターネット等の情報化の進展に対応した権利保護がなされるよう、WIPO(世界知的所有権機関)著作権等常設委員会において新たな保護の在り方について検討が進められており、総務省も文化庁と協力してこの議論に積極的に参画している。

図表 放送番組制作事業者へのデジタル化支援(税制・金融上の特例措置)

	措置内容(対象者)	対象設備
国税	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備の取得価格に対する所得税について、15%の特別償却を適用 対象設備の取得価格に対する法人税について、15%の特別償却を適用 	デジタル番組制作設備 ・デジタル撮像装置 ・デジタル素材伝送装置 ・デジタル副調整設備 ・デジタル記録・再生装置
財政投融資	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策投資銀行等による対象設備の取得のための低利融資 	・放送設備 ・中継局設備 ・土地及び建物 等

(注) 番組ライブラリとは、優良な放送番組等が収集・保存されたもので、現在は、放送法に定める指定法人である(財)放送番組センターが横浜において整備・運営している

2 人材の育成

(1) 学校におけるインターネット普及の推進

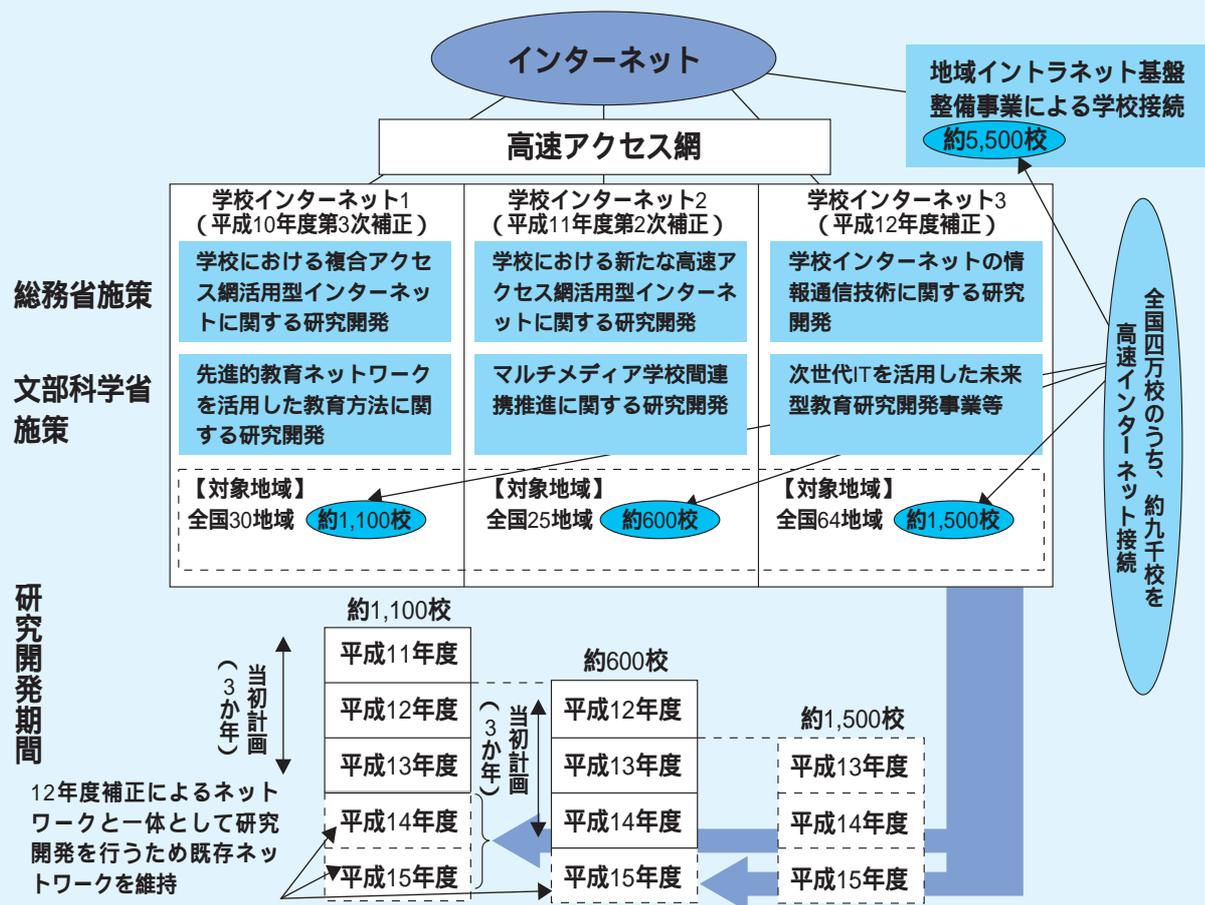
約3,000校の小中高等学校を高速インターネットに接続

高度情報通信ネットワーク社会において児童生徒が情報化に主体的に対応できる資質や能力を備えることは重要な課題であり、平成14年度には小中高等学校を通じて各教科や新設された「総合的な学習」の時間におけるコンピュータやインターネットの積極的活用、中学校の技術・家庭科における必修の「情報とコンピュータ」の授業が開始された。また、平成15年度には、高等学校で必修の普通教科として「情報」が新設された。学校教育における情報教育の充実と合わせて、インターネットの利用環境の整備も着実に進められている(2-6-1(P193)参照)。

総務省においても、教育分野におけるインターネ

ットの活用を促進するため、文部科学省と連携し、平成11年度から「学校における複合アクセス網活用型インターネットに関する研究」(学校インターネット1)を開始した。平成12年度からは「学校における新たな高速アクセス網活用型インターネットに関する研究」(学校インターネット2)を、また、平成13年度からは「学校インターネットの情報通信技術に関する研究開発」(学校インターネット3)を行っている。これらの取組により、平成14年度までに全国で約3,000校の小中高等学校を高速インターネットに接続し、平成15年度までの予定で研究開発を実施している(図表)。

図表 学校インターネット施策の概要



2 人材の育成

(2) 国民の情報リテラシー向上に向けた取組

IT学習機会の提供による国民の情報リテラシーの向上

情報通信社会は急速に進展し、着実に国民生活の身近なものとなりつつある。その一方で、これまでパソコン等の機器、インターネット等になじみがなかった世代もあり、国民すべてが社会の急激な変化に対応するためにも、情報通信技術の基礎技能を、等しくまた早期に普及することが求められている。

自治省（現総務省）では、国民がIT講習を受ける機会を飛躍的に拡大させ、IT基礎技能（パソコンの基本操作、文章の作成、インターネットの利用及び電子メールの送受信等）の可能なかぎり早期の普及を図る観点から、地方公共団体が、地域の实情に応じて、学校、公民館、図書館、地方公共団体の庁舎及び施設、その他民間の施設等を利用して行うIT基礎技能講習の開催を支援することとし、平成12年度

からIT講習推進特例交付金事業を行ってきた。この交付金事業により平成14年末までに約520万人がIT講習会を受講した（図表）。

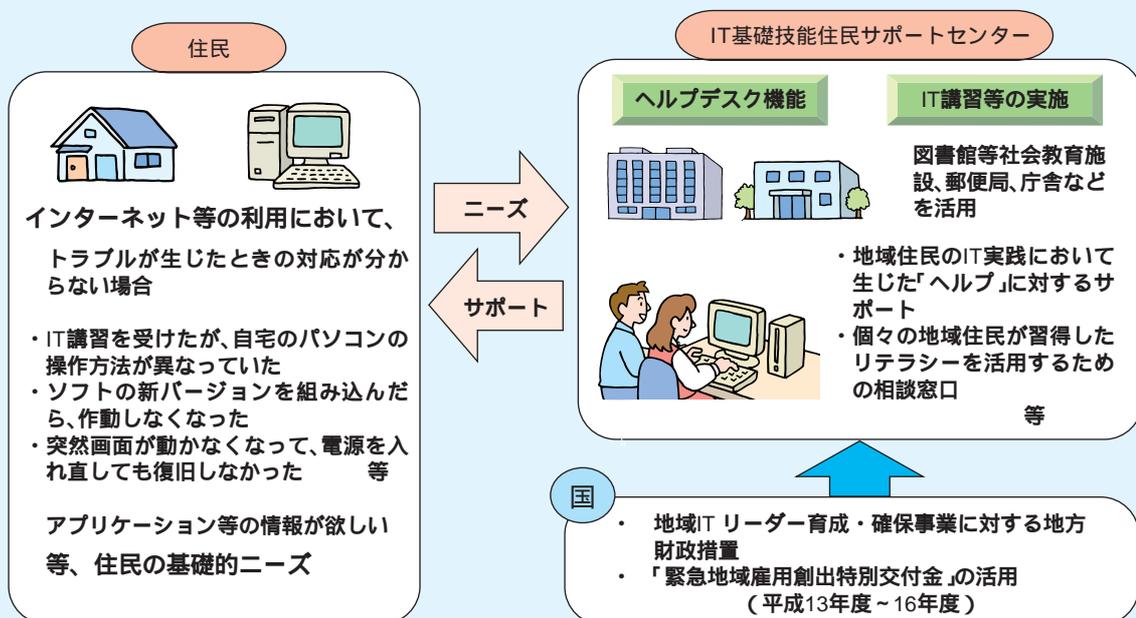
また、総務省では、今後の国民へのITに触れる機会の提供の在り方について検討を行い、幅広く地域住民と交流を持つような地域ITリーダーを継続的に設置するとともに、IT基礎技能住民サポートセンターの整備等とともに引き続き国民の情報リテラシーの向上を推進することとした。（図表）。

具体的には、地方単独事業として行われるIT基礎技能講習事業の推進経費、地域ITリーダー育成・確保事業の推進経費、IT基礎技能住民サポートセンター運営経費に対する財政措置を行った。

図表 IT講習推進特例交付金事業の受講者数

実施年度	開設講座数	募集定員(人)	受講者数(人)
平成12年度	6,109	115,369	109,372
平成13年度 (うち遅延に基づく14年度実施事業)	317,991 (36,236)	6,723,545 (629,950)	5,089,619 (535,103)
合計	324,100	6,838,914	5,198,991

図表 地域ITリーダー確保活用事業（イメージ）



2 人材の育成

(3) 専門技術者の育成

高度IT人材育成センター開設支援事業を導入

情報通信分野は、高度な技術力により急速に発展している分野であり、情報通信を活用して既存産業の国際競争力を維持・強化していくためには、高度なIT技術者、研究者が不可欠である。しかし、現状では、このような高度な技術力を有する人材は、質・量とも社会のニーズに必ずしも合致しているとはいえない状況である。e-Japan重点計画2002においても、大きな柱の一つである「教育及び学習の振興並びに人材の育成」の目標の一つとして、2005年までに米国水準を上回る高度なIT技術者・研究者を確保するとされている。

そこで、総務省では、平成13年度から、急速に高度化が進む情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成し、IT人的資源大国となることに貢献することを目的として、「情報通信人材研修支援

制度」を導入した(図表)。同制度では、情報通信人材研修事業を実施する第三セクター及び公益法人を対象に、当該事業に必要な経費の一部を助成(助成率2分の1)するもので、平成13年度は25件を採択した。平成14年度には、障害者を対象として情報通信人材研修事業を実施するNPO法人及び社会福祉法人を助成対象とするなどの拡充措置を講じ、152件を採択した。

また、平成14年度補正予算では、最先端の情報通信技術を有する人材を育成する高度情報通信人材育成施設を開設しようとする第三セクター、公益法人及びNPO法人に対して、必要な経費の一部を補助する「高度IT人材育成センター開設支援事業」を導入した。

図表 情報通信人材研修事業支援制度のイメージ図

